

石教総第 307 号  
令和 6 年 10 月 24 日

保護者の皆様

石垣市教育長 崎山 晃  
(公印省略)

## 学校給食費の 11 月以降無償化について

令和 6 年度第 8 回石垣市教育委員会 10 月定例会において、学校給食の令和 6 年度 11 月以降を無償化する「石垣市学校給食費支援金給付事業」の実施が承認されました。

つきましては、令和 6 年 11 月から令和 7 年 3 月に提供する学校給食費の保護者負担分の徴収を停止いたします。

なお、令和 6 年 10 月以前の学校給食費につきましては、これまでと同様、支払い義務が発生いたします。

ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

事業期間 令和 6 年 11 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日まで

口座引き落としの方は 11 月 11 日分から停止、納付書払いの方は、7 期以降を停止します。

### 【ご注意事項】

- ・本事業は、国の令和 6 年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施いたします。
- ・令和 6 年 11 月分以降の給食費を既に納付された保護者につきましては、還付の準備が整い次第教育委員会より通知文書を送付いたします。
- ・生活保護世帯の児童生徒や就学援助等の児童生徒などにつきましては、これまで通り、給食費は無償です。
- ・今年度の精算は改めて行います。精算時に差額分のお支払いが発生することもあります。
- ・特別な手続きは不要です。ただし、支援給付金の受給を拒否する場合は、添付の届出書の提出をお願いします。

本件に関する問い合わせ先 石垣市教育委員会教育総務課  
電話 0980-87-5077